答申

第1 審査会の結論

富山県知事(以下「実施機関」という。)が、異議申立ての対象となった公文書について 行った部分開示決定は、妥当である。

第2 本件処分の経過

1 開示請求

開示請求をした者(以下「本件請求者」という。)は、平成24年10月15日付けで、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対して、「過去5年間に林地開発途上での許可内容のうち、その経緯や内容がわかる記録の全部」に関する公文書について開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件開示請求に該当する公文書として、知事が平成20年度から平成24年度の間に林地開発行為の許可をした7地区に関して、当該開発行為の許可申請者が知事に提出した林地開発許可申請書や林地開発行為着手届及びこれらの申請書等を添付し所管の農林振興センター(以下「センター」という。)所長が知事に副申した書類並びにこれらの書類に添付された地図や図面、写真帳等の関係書類一式を特定した。

3 第三者に対する意見照会及び反対意見書の提出

実施機関は、前記2により特定した公文書中に第三者に関する情報が記録されていることから、開示決定等をするに当たって、平成24年10月24日付け森政第1300号で、条例第15条第1項の規定に基づき、当該第三者(異議申立人を含む7事業者)に対して意見書提出の機会を与えたところ、平成24年10月29日付けで、異議申立人から、当該公文書のうち当該異議申立人に関する情報が記録されている部分の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)が提出された。

なお、異議申立人以外の1事業者からも、平成24年10月31日付けで反対意見書が提出されたが、当該事業者はその後反対意見書を取り下げた。

4 処分及び異議申立て

実施機関は、平成24年11月27日付け森政第1385号で部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行うとともに、その旨を本件請求者及び反対意見書を提出した第三者(すなわち異議申立人)に通知した。

異議申立人は、本件処分のうち、異議申立書別紙の「権利侵害公文書目録」(別記1のと

おり。以下「侵害文書目録」という。) に記載の公文書に係る開示決定又は部分開示決定を 不服として、平成24年12月11日付けで、行政不服審査法(昭和27年法律第160号)第6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行っ た。

5 執行停止の決定

実施機関は、平成24年12月14日付けで、行政不服審査法第48条において準用する第34条第2項の規定に基づき、異議申立人の申立てにより本件処分のうち本件異議申立てに係る部分の執行停止の決定を行い、本件請求者及び異議申立人に通知した。

6 審査会への諮問

実施機関は、平成 24 年 12 月 14 日付けで、条例第 19 条の規定により、本件異議申立てについて審査会に諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分のうち侵害文書目録に記載の公文書に係る開示決定及 び部分開示決定の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由の要旨は、侵害文書目録記載の公文書に以下の情報が含まれており、 条例第7条第3号(法人等情報)に該当することから、本件処分は取り消されるべきである というものである。

(1) 異議申立人の事業における事業秘密の取扱いには注意が必要なこと

本件処分により開示及び部分開示とされた公文書(以下「本件開示予定文書」という。)には、以下のものが含まれている。

- ア 事業所敷地内外の状況が記載ないし窺い知ることができる内容
- イ 事業所における事業の内容
- ウ 顧客に関わる守秘すべき情報
- エ 事業上のノウハウである製品情報

異議申立人の事業は、当該事業のため法令に基づき許可を受け設置した施設を稼動させ 運営ができなければ全く立ちゆかなくなることから、近隣住民に対して細心の注意を払い 良好な関係を築いているものの、異議申立人の安全性や法令遵守態勢に疑いを持たれるよ うな風評が生じるだけで、行政機関からの業務停止処分の可能性を意識させ、顧客を失う 危険が非常に高い。

また、同業他社の関係者が、異議申立人の事業を妨害しようとして、法令遵守態勢に問題があるかのような虚偽の事実を摘示して営業活動を行っている事実を聞いている。

異議申立人は、常に当該事業に係る県の所管課の指導を受けて事業を行い、当該事業を 規制する法律に基づく認定を受けているものの、異議申立人の業界では、築き上げた信用 が些細な噂で簡単に失墜させられることから、仮に上記風評が原因で行政処分を受け当該 認定の取消し等がなされることになれば、事業存続の危機となる。

こうしたことから、異議申立人の事業上秘密とすべき事実は容易に漏れないようにしなければならないのであって、侵害文書目録記載の公文書の開示には細心の注意が必要である。

(2) 異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(条例第7条第3号アに該当するもの)

- ① 写真類及び災害資料並びに今後の事業秘密
 - ア 林地開発で使用する自社製造の製品が写った写真

自社製造の製品の土砂崩れによる散乱が法令違反であるとの誤解から風評被害が発生し、異議申立人の信頼が失墜し営業に重大な悪影響を及ぼすおそれや、反社会的な団体からの不当な恫喝・恐喝等の事件に巻き込まれるおそれがある。

イ 土砂崩れの原因を特定する資料

土砂崩れの原因に関して異議申立人の過失を強調し印象づけるような資料等が含まれており、事情を知らない第三者に誤解を与え、上記アのような悪影響を及ぼす可能性がある。

ウ 事業所の建物・配置が写った写真

同業他社に明らかになれば、将来の事業計画が具体的に推察される可能性がある。

② 計画書等

将来の事業に必要な用地の買収に取りかかる前に売主に知られることで今後の買収に 悪影響や不利益を与える可能性や、将来の事業計画を推察した同業他社等がこれらの土 地を先行取得してその計画を妨害し、当該事業所における異議申立人の事業継続を困難 にさせようとする可能性がある。

(3) 任意提供情報に該当するもの(条例第7条第3号イに該当するもの)

① 土砂崩れの原因を特定する資料

土砂崩れの発生に際し、県職員に事業所の敷地内に立ち入らせ、写真の撮影を容認したのは、異議申立人の任意によるもので、県職員による当該撮影につき法令上の根拠はない。また、撮影された写真が県当局以外の者に公開されることは想定していない。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見聴取において説明する本件処分に係る 理由の要旨は、次のとおりである。

1 第3の2(1)の主張に対する説明

アについては、当該情報が詳細に記載された林地開発行為許可標(以下「許可標」という。) が事業地の入り口に設置されており、施設の位置や事業地の計画は公表され、既に公になっ ている情報である。

イ及びウについて、当該情報は会社案内パンフレットに記載されているものである。

ウ及びエについて、異議申立人から提出された林地開発許可申請書には当該情報が記載されている箇所は認められない。

なお、本件開示請求に関しては複数の事業者に係る林地開発許可が対象となっており、異議申立人のみが風評被害に伴うリスクを負うものではない。また、事業を行ううえで自社製造の製品の品質や管理に対する説明責任は逃れられるものではなく、風評被害に係る異議申立人の不安は理解できるが、健全な運営を行っているのであれば、情報を公開することで風評被害を払拭すべきである。

2 第3の2(2)の理由に対する説明

①アについて、災害に関して下流域の住民や県民が抱くであろう土砂流出等による生命、健康、生活又は財産が脅かされることに対する不安を解消するためには当時の状況を公開する必要がある。異議申立人は自社の事業に対する説明責任から、受けた誤解に対して潔白を主張すべきであり、自社製造の製品が写った写真が誤解を招きやすいからといって秘匿してよいとはいえない。

- ①イについて、異議申立人が主張するような情報は、本件開示予定文書の中に存在しない。
- ① ウについて、第3の2(1)の主張に対する上記の説明と同様、既に公になっている情報である。
- ②について、異議申立人と当該情報に係る文書によるやりとりを行っていないため、本件 開示予定文書の中には存在しない。

3 第3の2(3)の理由に対する説明

県職員が林地開発行為の施行状況等に関する調査を行う場合にこれを拒否しないことは、 知事の許可に附された条件であり、事業所敷地内等への立入り及び調査は任意の行為ではない。また、県職員が職務において撮影した写真が復命書等に添付されることで公文書に該当することは十分に推察されることであり、公文書開示請求があった場合は開示対象となりうる。

県職員が事業所敷地内等で撮影した写真については、異議申立人から「公にしないとの条件」が事前に通知されていないこと、意見照会した他の事業者から開示に反対の意思表示が示されていないことから、「通例として公にしないこととされているもの」には該当しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、開示決定に係る通知書(異議申立人あて平成24年11月27日付け森政第1388号)に添付した「平成24年11月27日付けで公文書開示決定、公文書非開示決定した内容にかかる目録」記載の「番号」が「5-1」から「5-14-3-56」までの公文書うち、侵害

文書目録に記載された 56 文書であり、公文書件名、公文書の概要及び開示決定等の内容は 別記1のとおりである。

2 非開示情報該当性について

(1)条例第7条第3号の規定について

条例は、第7条本文において、開示請求のあった公文書について原則開示を規定する一方、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって」(同条第3号本文)、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(同号ア)又は「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(同号イ)については例外的に開示しないことができると規定している。なお、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(同号ただし書)については、開示することとされている。

(2)条例第7条第3号アの該当性について

①異議申立人の事業における事業秘密に関する情報(前記第3の2(1)関係)

異議申立人は、前記第3の2(1)のとおり、本件開示予定文書に含まれる情報の内容を摘示するとともに、侵害文書目録記載の公文書の開示には細心の注意が必要である旨を主張するものの、異議申立人が摘示する情報が条例上非開示となる具体的な根拠について説明していない。

しかし、論旨としては、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあるもの」(条例第7条第3号ア)に該当することを理由 に、異議申立人摘示の情報が非開示となるべきであると主張していると認められるので、 そのような前提で審議を行った。

異議申立人は、自社の事業所敷地内外の状況や事業内容、顧客に関わる守秘すべき情報、 事業上のノウハウである製品情報が公になることで、自社の安全性や法令遵守態勢につき 顧客等から疑いをもたれるような風評が生じるおそれがあることや、異議申立人の業界に おいては些細な噂により信用を失墜させられるおそれがあることを主張する。

富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準(平成 14 年 4 月 1 日付け文学第 179 号経営企画部長通知)によると、条例第 7 条第 3 号アで規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、「生産技術上又は販売営業上の情報で公にすることにより法人等の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの」や、「経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で公にすることにより法人等の事業運営上不利益を与え又は社会的信用を損なうおそれがあるもの」、「その他公にすることにより法人等の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれる

おそれがあると認められるもの」であり、「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するかどうかは、法人等の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別、具体的に慎重に検討したうえで判断することとされている。

そこで、当審査会が本件対象公文書を見分したところ、まず、本件対象公文書のうち土地利用計画平面図(以下「申請図」という。)は、林地開発許可申請書に添付を要するものであり、異議申立人が摘示する「事業所敷地内外の状況が記載ないし窺い知ることのできる内容」に該当する。富山県森林法施行規則(平成12年富山県規則第13号。以下「規則」という。)第18条及び富山県林地開発許可制度事務取扱要領(平成14年3月5日付け治第29号。以下「要領」という。)第7は、事業者が林地開発行為の許可を受けた日から事業完了の日までの期間中事業区域に通じる主要な道路からの入り口付近の見やすい場所に許可標を掲示するよう規定し、要領様式において許可標には平面図の概要も記載するよう定めているところ、本件開発行為に係る許可標に記載されている平面図は申請図とおおむね同じであるから、申請図の内容は公にすることが予定されている情報であると解すべきであり、よって、異議申立人の事業活動等に明らかに不利益を生じさせるようなおそれがあるとは認められない。

また、その余の本件対象公文書についても見分したところ、当該文書には公にすると競争上不利益となる生産技術上の情報等は確認できず、また、異議申立人の安全性や法令遵守態勢に関する評価や信用が損なわれて風評被害等を生ずるおそれがあるとも認められないことから、客観的に見て、公にすることにより、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

②災害に関する情報(前記第3の2(2)①ア及びイの理由)

事業区域内において災害が発生したときについて、規則第 13 条及び要領第 18 は、事業者が直ちに必要な措置をとりその旨を知事(センター所長)に届け出るとともに、災害の発生の原因調査を行い復旧計画書をセンター所長に提出するものと規定しているところ、異議申立人に係る開発行為の許可期間中に事業区域内で災害が発生したことから、本件対象公文書には、前記第 2 の 2 記載の開発行為の許可に関する文書のほか、上記規定等に基づき異議申立人が知事に提出した災害発生届や復旧計画、林地開発行為変更届及びセンター所長がこれら届出書等を添付して知事に副申した書類並びにこれらの書類に添付された地図や図面、写真帳等も含まれている。

異議申立人は、自社の事業所敷地内等で発生した災害に関して、自社製造の製品が散乱 した写真が公になることで、風評被害が発生し、異議申立人の信頼が失墜し営業に重大な 悪影響を及ぼすおそれや、反社会的な団体からの不当な恫喝・恐喝等の事件に巻き込まれ るおそれがあること、また、災害の原因を特定するような資料が公になることで、事情を 知らない第三者に誤解を与え、同様の悪影響を及ぼす可能性があることを主張する。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、災害に起因する風評被害等を招来するような情報を確認できず、よって、上記おそれがあるとは認められないことから、客観的に見

て、公にすることにより、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるとは認められない。

なお、開発行為区域内における土砂崩れ災害に関する情報は、その規模によっては、下流域住民等の生命、健康、生活又は財産に影響を及ぼす可能性が高いことから、本件災害に関する公文書は、条例第7条第3号ただし書の趣旨に鑑みても、公開すべきものと認められる。

③事業所の配置状況及び将来の事業計画に関する情報(前記第3の2(2)①ウ及び②の 理由)

異議申立人は、事業所内の建物やその配置が写った写真が公になることで、同業他社に 将来の事業計画が具体的に推察される可能性があり、また、当該計画が推察されることで、 今後の売主からの買収に悪影響を与えたり、同業他社等による計画妨害で当該事業所にお ける事業継続が困難となる可能性がある、と主張する。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、事業所の配置状況については、上記①のとおり、異議申立人が事業地の入り口付近に許可標を設置し明らかにしていること、また、将来の事業計画については、本件対象公文書にその存在を確認できず同業他社等に推察されるおそれがあるとは認められないことから、客観的に見て、公にすることにより、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。以上のことから、本件対象公文書に記録された情報は、条例第7条第3号アに該当しないと認められる。

(3)条例第7条第3号イの該当性について(前記第3の2(3)の理由)

異議申立人は、県職員による事業所敷地内等の写真撮影に法令上の根拠はなく任意のものであると主張する。

森林法(昭和26年法律第249号)は、都道府県知事の権限として、

- ア 開発行為の許可に当たり、森林の現に有する公益的機能を維持するため、必要最小限度かつ不当な義務を課さない範囲で、条件を附すこと(同法第 10 条の2第4項及び第5項)
- イ 森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるとき、許可に附された 条件に違反して開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定め て復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること(同法第10条の3)
- ウ この法律の施行のため必要があるとき、当該職員又はその委任した者に、他人の森林 に立ち入つて、測量又は実地調査をさせること(同法第 188 条第 2 項) 等を規定している。

すなわち、開発行為区域内で災害が発生した場合に、都道府県知事が、当該災害によって森林の有する公益的機能が阻害されるおそれの有無や、当該開発行為における許可条件違反の有無を調査することは、同法第 10 条の3の規定の施行のために必要であると認められるから、それらの調査は同法第 188 条第2項に基づく実地調査であると解すべきであ

る。

しかるに、本件において、知事は、異議申立人に対する林地開発行為の許可(平成 21 年 5 月 21 日付け富山県指令森政第 630 号)に当たり「県の職員が開発行為の施行状況等に関する県の調査を行う場合には、これを拒否しないこと」を条件として附していること、また、要領第 18 において、開発事業者に対し、災害発生時におけるセンター所長への災害発生届の提出、センター所長の指導の下での復旧計画書の作成、知事が認めた復旧計画に従った復旧工事の完成等を課していることから、災害発生時に現場周辺に立ち入って行った写真撮影その他の調査は、森林法が定める知事の監督権限に基づくものであると認められ、仮に当該調査に当たって撮影される写真等を公にしてほしくない旨の意思表示を異議申立人がしていたとしても、本件写真等は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」(条例第7条第3号イ)とは認められない。

加えて、前記(1)②に述べたとおり、異議申立人が知事に提出した災害発生届や復旧計画、林地開発行為変更届及びセンター所長がこれら届出書等を添付して知事に副申した書類並びにこれらの書類に添付された地図や図面、写真帳等について当審査会で見分したところ、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」(条例第7条第3号ア)と認められる情報を確認できなかったことから、開示すべきものと認められる。

なお、県職員が職務上行った調査の復命に係る文書は、そこに掲載される写真を含め、 条例第2条第2項に規定する公文書に該当するから、条例第5条第1項の規定により開示 請求の対象となるものである。

したがって、本件写真等は、条例に基づく開示請求の対象となる公文書であるとともに、 当該写真等に記録された情報は、条例第7条第3号イに該当しないと認められる。

(4) まとめ

前記(2)及び(3)の理由により、本件対象公文書には条例第7条第3号ア又はイの 非開示情報が記録されておらず、よって、本件処分に係る実施機関の決定は妥当と認めら れる。なお、開示が妥当と認められることから、同号ただし書の公益的理由による開示の 要否については判断を要しない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

実施機関は、本件開示請求に係る開示・非開示を判断するために、条例第 15 条第 1 項の規定による第三者照会を行っているが、当該照会文書には、開示請求に係る公文書に記録されている情報の内容について「林地開発許可に係る許可一式。」とのみ記載し、開示請求に係る公文書の件名や開示予定箇所を明示していない。照会された者にとっては、自身が実施機

関に提出した書類であればその内容を把握しうるが、実施機関が作成した文書についてはその内容の把握が困難な場合が多いと考えられる。

第三者に対する意見書提出の機会の付与は、第三者の権利利益の適正な保護を図るために 必要な調査の一環として設けられた手続きであることから、今後は、第三者への照会文書に 具体的な公文書件名等を記載するなど、第三者の的確な回答に資する情報を提供し、適正な 手続きとなるよう留意されたい。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記2のとおりである。

別記1 異議申立て対象公文書(異議申立書別紙の「権利侵害公文書目録」)

区分	整理番号	公文書件名	公文書の概要	開示決定等の 内容
1	5-1	林地開発行為災害応急対策 の変更届について	事業者から提出された災害応急 対策の変更届について県が条件 を付して受理したことを伝える 文書	開示
2	5-2	林地開発行為災害応急対策 の変更届について(副申)	○○センターから森林政策課へ の副申	開示
3	5-2-1	復命書	○○センターが現地で災害応急 対策の変更に係る調査を行った 復命書	開示
4	5-2-1-1	写真	調査写真	部分開示
5	5-2-1-2	写真撮影位置図	写真を撮影した位置を記載した 平面図	開示
6	5-2-1-3	これまでの経緯	災害の経緯書	部分開示
7	5-2-1-4	現況写真	現況を写した写真	部分開示
8	5-2-3	林地開発行為災害応急対策 変更届	災害応急対策の変更届	開示
9	5-2-3-2	応急対策工と計画変更との 対比	同左	開示
10	5-2-3-3	H○. ○. ○現在の状況	同左	開示
11	5-2-3-4	図面	平面図、縦断図、横断図	開示
12	5-2-3-5	安定計算報告書	地すべり土塊の安定計算書	開示
13	5-2-3-6	工事中の調整池計算	同左	開示
14	5-2-3-7	土嚢用改良土の添加量決定 試験	同左	部分開示
15	5-2-3-8	水害防止対策検討書	同左	開示
16	5-2-3-9	平面図	仮洪水調整池の位置を記載した 平面図	開示
17	5-3	林地開発行為変更届につい て	事業者から提出された変更届を 県が受理したことを伝える文書	開示
18	5-4	林地開発行為変更届につい て(副申)	○○センターから森林政策課へ の副申	開示
19	5-4-1	復命書	○○センターが現地で変更届に 係る調査を行った復命書	開示
20	5-4-1-1	写真	調査写真	部分開示
21	5-4-1-2	現地確認平面図	写真を撮影した位置を記載した 平面図	開示
22	5-4-1-3	参考写真	H○. ○. ○~H○. ○. ○に撮影さ れた現況写真	開示

区分	整理番号	公文書件名	公文書の概要	開示決定等の 内容
23	5-4-2	林地開発行為変更届	事業者から県に提出された変更 届	開示
24	5-4-2-1	変更の理由	変更が必要となった理由	開示
25	5-4-2-3	進捗状況報告平面図	写真を撮影した位置を記載した 平面図	部分開示
26	5-4-2-4	現況写真	現況を写した写真	部分開示
27	5-5	林地開発行為災害応急対策 について	事業者から提出された災害応急 対策について県が条件を付して 受理したことを伝える文書	開示
28	5-6	林地開発行為災害応急対策 について(副申)	○○センターから森林政策課へ の副申	開示
29	5-6-1	復命書	○○センターが現地で災害の応 急対策に係る調査を行った復命 書	開示
30	5-6-1-1	写真	被災状況を調査した際の写真	部分開示
31	5-6-1-2	写真位置図	写真を撮影した位置を記載した 平面図	部分開示
32	5-6-1-3	応急対策案平面図	同左	開示
33	5-6-2	林地開発行為災害応急対策	事業者から県に示された応急対 策の届け	開示
34	5-6-2-1	応急対策	概要	開示
35	5-6-2-2	図面	断面図、縦断図	開示
36	5-6-2-4	図面	平面図、縦断図	部分開示
37	5-7	林地開発行為災害発生届の 提出について	事業者から提出された災害発生 届について回覧したもの	開示
38	5-8	林地開発行為災害発生届に ついて(副申)	○○センターから森林政策課へ の副申	開示
39	5-8-1	復命書	○○センターが現地で災害発生 に係る調査を行った復命書	開示
40	5-8-1-1	写真	被災状況を調査した際の写真	部分開示
41	5-8-1-2	写真位置図	写真を撮影した位置を記載した 平面図	部分開示
42	5-8-1-3	位置図	災害発生箇所の位置図	開示
43	5-8-2	林地開発行為災害発生届	事業者から県に示された災害発 生の届け	開示
44	5-8-2-1	図面	平面図、縦断図	部分開示
45	5-8-2-2	写真	災害発生状況の写真	部分開示
46	5-10-1-1	履歴事項全部証明書	事業者の登記簿	開示

区分	整理番号	公文書件名	公文書の概要	開示決定等の 内容
47	5-11-1	参考図面	位置図、平面図	部分開示
48	5-12-1-1	写真	境界杭等の確認写真	部分開示
49	5-12-2-2	写真	境界を写した写真	部分開示
50	5-14-2-2	写真	現地確認した写真	部分開示
51	5-14-3-14	試験結果報告書	同左	部分開示
52	5-14-3-15	○○機完成図書	同左	部分開示
53	5-14-3-40	現在事項全部証明書	事業者の登記簿	開示
54	5-14-3-48	土地の登記簿謄本について	登記簿の説明	開示
55	5-14-3-53	写真	現地の状況を記録した写真	開示
56	5-14-3-54	計画設計図	図面一式	部分開示

別記2 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成24年12月14日	実施機関から諮問書を受理
平成25年 1月15日	実施機関に対して意見書(開示理由説明書)の提出を依頼
平成25年 2月13日	実施機関から意見書を受理
平成25年 2月20日	異議申立人に意見書を送付するとともに、 これに対する意見書の提出を依頼
平成26年4月22日 (第122回審査会)	審議
平成26年5月21日 (第123回審査会)	審議
平成26年6月20日 (第124回審査会)	実施機関から開示理由等を聴取 審議
平成26年7月25日 (第125回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現職等	備考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社監査役	
岩田繁子	富山県婦人会会長	
H26.4.22まで 大 坪 健	弁護士	会長職務代理
H26.4.23 から 大 石 貴 之	弁護士	A A THOUSE TO A
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
西岡秀次	富山県商工会議所連合会常任理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長